

大阪市みどりのまちづくり条例について

平成28年8月10日（水）

第1回 みどりのまちづくり審議会



条例の必要性と経過について

「新・大阪市緑の基本計画」における条例の必要性

新たな緑やオープンスペース
(量)の創出



市民・事業者・行政の役割分担を明確にし、
協働して緑の保全と創出を行う

- 市民・事業者・行政の責務を明確にし、都市緑化を推進していくため「みどりに関する総合条例の創設の検討」を記載

条例・施行規則の施行までの経過

○区長会「まちづくり・にぎわい部会」

- ・平成26・27年度の部会課題に掲げ、各区長のご意見も聞きながら素案を整理。

○有識者会議「緑に関する条例検討会議」

- ・平成26年12月以降、計4回開催し、専門的な意見を聴取。

○パブリック・コメント

- ・平成27年10月30日～11月30日 パブリック・コメントで意見聴取。

○市会

- ・平成28年3月1日 本会議可決。

○施行

- ・平成28年4月1日 (建築物の緑化指導に係る施行規則については、平成28年7月1日 一部改正)

条例の目的について

「だれもが住みたい・働きたい・訪れたいと思うみどりの魅力あふれる大都市・大阪」を実現し、次世代に引き継ぐために

- ➡ 本市・市民・事業者の責務を明確化
- ➡ みどりのまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、緑豊かでうるおいのある良好な都市環境の形成を図る



市民の健康で快適な生活の確保に寄与

条例の構成について

I みどりのまちづくりを推進するための全体的事項

- 条例の目的、基本理念、市、市民及び事業者の責務

II 「緑の基本計画」に関する事項

- 基本計画策定の義務化

III 保全すべき緑に関する事項

- 保全配慮計画策定の義務化
- 保存樹、保存樹林に関する標識の設置

IV 新たな緑の創出に関する事項

- 建築行為に伴う緑化の義務化
- 緑化重点計画策定の義務化

V 市、市民、事業者による参画と協働に関する事項

- 参画と協働に関する努力義務
- みどりのまちづくり活動の推進につながる、人材育成、支援、表彰

VI みどりのまちづくり審議会に関する事項

- 緑の基本計画の進捗管理や社会情勢に応じた都市公園のあり方など、みどりのまちづくりに関する重要事項を諮るための審議会を設置

緑の基本計画について

第8条 緑の基本計画

- 1 市長は、みどりのまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に規定する基本計画（以下「緑の基本計画」という。）を策定するものとする。
- 2 市長は、**緑の基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ第25条の規定によるみどりのまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。**
- 3 市長は、緑の基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。
- 4 市長は、必要と認めるときは、**緑の基本計画に定める施策の実施状況について審議会の意見を聴くことができる。**

附則（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に策定されている緑の基本計画については、第8条第1項の規定により策定されたものとみなす。

第9条 保全配慮計画

- 1 市長は、緑の基本計画において都市緑地法第4条第2項第5号の重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（以下「保全配慮地区」という。）及び当該地区における緑地の保全に関する事項を定めたときは、当該地区における緑地の保全を計画的に実施するための計画（以下「保全配慮計画」という。）を策定するものとする。
- 2 市長は、**保全配慮計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。**
- 3 市長は、保全配慮計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

緑化等の義務について

条 例

第12条 建築物の新築等をする場合の緑化義務

敷地面積1,000平方メートル以上の新築工事等を行う場合

- ⇒
- ・ 接道部に敷地面積の3%の緑化を義務化
 - ・ 緑化の基準は規則に定める

第13条 公園又は広場の設置義務

特定建築物(共同住宅)の新築等を行う場合

- ⇒
- ・ 特定建築物の規格及び算定方法等は規則に定める
 - ・ 上記3%とは別に、敷地面積の3%の公園又は広場の設置を義務化

施行規則

第3条 敷地等の緑化の基準

高木の植栽・・・1㎡あたり0.05本以上
低木の植栽・・・1㎡あたり4本以上

など

第6条 公園又は広場の設置が必要な特定建築物

特定建築物は、住居の用途に供する独立部分で床面積が35㎡より大きいものを70以上有するもの

など 7

第20条 緑化重点計画

- 1 市長は、緑の基本計画において都市緑地法第4条第2項第7号の重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区（以下「緑化重点地区」という。）及び当該地区における緑化の推進に関する事項を定めたときは、当該地区における緑化の推進を計画的に実施するための計画（以下「緑化重点計画」という。）を策定するものとする。
- 2 市長は、**緑化重点計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。**
- 3 市長は、緑化重点計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

審議会について

条例

第25条 設置

みどりのまちづくりに関する重要事項について、**市長の諮問に応じて調査審議**するため、審議会を置く

第26条 組織

- 1 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会の委員及び臨時委員は、学識経験者、大阪市会議員その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

第27条 任期

- 1 **委員の任期は、2年**とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし再任は妨げない。
- 2 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

第28条 委任

前3条に定めるもののほか、**審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。**

施行規則

第12条 会長

- 1 みどりのまちづくり審議会（以下「審議会」という。）に**会長を置き、委員の互選によりこれを定める。**
- 2 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、**あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。**

第13条 部会

- 1 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。
- 2 以下、省略

第14条 会議

- 1 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会は、**委員及び議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。**
- 3 審議会の**議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。**

第17条

第12条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。